

令和8年度八幡平市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年6月策定

1 趣 旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び盛岡北部行政事務組合（構成市町の負担割合による按分額とする。）とする。

3 調達する物品等及びその目標

種別・品目を限定せず調達に努める。

目標額 345千円

4 調達の推進方法

福祉部地域福祉課は、障がい者就労施設等が供給できる物品等について、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び盛岡北部行政事務組合に情報提供を行うものとする。

5 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等に直接調達する方法または八幡平市契約規則第16条の規定により随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により実施するものとする。

6 調達実績の公表

調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく概要を取りまとめ公表するものとする。

7 調達方針に基づく窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部地域福祉課とする。

8 その他

物品等の調達にあたっては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター、及び地元中小企業等に十分配慮しながら実施するものとする。